

平成28年度ニホンジカ個体数推定およびモニタリング調査業務説明書

1 業務概要

1-1 業務の目的

奈良県ではニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画を策定し、ニホンジカ個体数管理を実施している。本業務では、次期計画（第6次）を策定するための個体数推定・将来予測等を実施するとともに、現計画（第5次）に基づく、モニタリング調査（糞塊法による生息密度指標調査等）を実施し、奈良県におけるニホンジカ個体数管理に資することを目的とする。

1-2 業務の内容

次期ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画を策定するため、個体数推定、将来予測プログラムおよび捕獲計画分析ツールを作成し、将来の目標生息頭数達成に向けての捕獲計画を検討するための報告書を作成する。

また、奈良県下全域において、糞塊法による生息密度指標調査を実施するために、調査ルート、調査時期、現地調査項目の設定を行う。これに基づいて調査を実施し、結果をとりまとめるとともに、今後調査に向けての提言を盛り込んだ報告書を作成する。

(1) 個体数推定手法

奈良県におけるニホンジカ個体数推定に適した手法を提案し、生息個体数推定を実施する。

(2) 将来予測プログラム、捕獲計画分析ツール作成

将来の目標生息頭数達成に向けての捕獲計画を検討するため、将来予測プログラムおよび捕獲計画分析ツールを作成する。

(3) 調査ルートの設定

奈良県内全域において、糞塊密度調査を実施する35ルートを設定する。各ルートにおける具体的な調査方法を提案する。

(4) 調査時期の設定

(3)で設定した調査ルートにおいて、糞塊密度調査を実施する時期を提案する。

(5) 現地調査項目の設定

(3)で設定した調査ルートにおいて、糞塊密度調査と併せて実施する現地調査項目を提案し、現地調査を実施する。

(6) 報告書の作成

上記(1)～(2)について、平成28年10月21日（金）までに報告書を提出する。なお、奈良県が別途指示する、将来目標とそれを実現するための捕獲計画のシミュレーション結果を盛り込んだ内容とする。

上記(3)～(5)について、現地調査を実施し、調査データを平成29年1月20日（金）までに提出する。調査結果をとりまとめた報告書提出は、平成29年3月17日（金）までとし、今後調査に向けての提言を盛り込んだものとする。

1-3 履行期間

契約締結日から平成29年3月17日（金）までとする。

1-4 委託上限額

4,087,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限

1-5 参加資格

- (1)奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録している者
※申請中を含むが、技術提案書提出時には競争入札参加資格者名簿に登録済みであること
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。
奈良県会計局総務課 調達契約係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地（県庁主棟1階）
TEL 0742-27-8908（ダイヤルイン）
- (2)5年以内に都道府県からニホンジカの特定期間保護管理計画または第二種特定鳥獣管理計画に係る業務を受託し、その中で個体数推定及び将来予測を実施した実績があること
(3)5年以内に都道府県または市町村の実施する、糞塊法によるニホンジカ生息密度指標調査業務を受託し事業完了した実績があること
(4)5年以内に都道府県または市町村の実施する、糞塊法によるニホンジカ生息密度指標調査業務を3年以上実施している調査員が3人以上在籍していること
(5)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
(6)国税及び地方税を滞納していない者であること。
(7)奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間でないこと。
(8)民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
(9)銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
(10)役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。
(11)奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例35号）第6条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。
(12)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
(13)暴力団又はその構成員（暴力団の更正団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人でないこと。
(14)上記(12)及び(13)並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人でないこと。
(15)役員等（役員及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人でないこと。
(16)役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人でないこと。

1-6 打合わせ

適宜、現地で打ち合わせるとともに、FAX及び電話にて連絡調整

2 参加表明書の作成に関する質問の受付および回答

2-1 受付期間 平成28年6月27日（月）から平成28年6月30日（木）の午後4時30分

まで。

2-2 提出先 奈良県農林部農業水産振興課 鳥獣対策係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL 0742-27-7480 (ダイヤルイン)
FAX 0742-22-9521

2-3 提出方法 FAXで提出し、電話にて受信の確認をして下さい。
担当者名および連絡先(電話番号、FAX番号)を明記して下さい。
なお、質問がない方も回答の受信者をFAXで連絡してください。
ただし、受信の確認は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分
までとし、県の休日を除く。

2-4 回答 平成28年7月7日(木)までに、奈良県農業水産振興課ホームページに回答
を掲載します。

3 参加表明書の作成上の留意事項

3-1 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は様式1-1、1-2、1-3及び1-4に示すとおりとします。

3-2 参加表明書の内容に関する留意事項

様式1-2 5年以内に都道府県からニホンジカの特定鳥獣保護管理計画または第二種特定鳥
獣管理計画に係る業務を受託し、その中で個体数推定及び将来予測を実施した実
績、業務の内容などについて記入すること。

最大5件まで記入。

様式1-3 5年以内に都道府県または市町村の実施する、糞塊法によるニホンジカ生息密指
標調査業務を受託し事業完了した実績、業務の内容などについて記入すること。

最大5件まで記入。

様式1-4 5年以内に都道府県または市町村の実施する、糞塊法によるニホンジカ生息密指
標調査業務を3年以上実施している調査員3人以上の実績を記載すること。

3-3 参加表明書の提出

(1) 提出期限 平成28年7月19日(火)まで。

(2) 提出先 「2 参加表明書の作成に関する質問の受付および回答2-2提出先」
と同じ。

(3) 提出方法 持参または郵送

郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限
必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30
分までとし、県の休日を除く。

(4) 提出物および提出部数

・様式1-1 参加表明書…1部

・様式1-2 5年以内に都道府県からニホンジカの特定鳥獣保護管理計画または第二種特
定鳥獣管理計画に係る業務を受託し、その中で個体数推定及び将来予測を実
施した実績…1部

・様式1-3 5年以内に都道府県または市町村の実施する、糞塊法によるニホンジカ生息
密度指標調査業務を受託し事業完了した実績…1部

- ・様式 1-4 5年以内に都道府県または市町村の実施する、糞塊法によるニホンジカ生息密指標調査業務を3年以上実施している調査員3人以上の実績…1部
- ・奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録済みであることがわかるもの（申請中の場合は申請書の写し）…1部

4 技術提案書の提出を依頼する者を選定するための要件

参加表明書を提出した者について参加表明書を審査し、参加資格を有する者を、技術提案書の提出を依頼する者として選定します。

なお、参加資格を有する者が6者以上の場合、上位5位まで選定します。

5 選定、非選定の通知

5-1 参加表明書を提出した者には、技術提案書の提出依頼または非選定の通知をします。このうち、選定しなかった者に対しては、その理由を書面により通知します。

5-2 非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求めることができます。

5-3 上記5-2の回答は、書面により行うこととし、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内の消印で郵送します。

5-4 非選定理由の説明書請求の受付期間、場所及び受付方法は以下のとおりです。

(1) 受付期間 上記5-2のとおり。

(2) 受付場所 「2 参加表明書の作成に関する質問の受付および回答2-2提出先」に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送

郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、受付期間内必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分までとし、県の休日を除く。

6 技術提案書の作成に関する質問の受付及び回答

6-1 受付期間 平成28年8月3日（水）まで。

ただし、受信の確認は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分までとし、県の休日を除く。

6-2 提出先 「2 参加表明書の作成に関する質問の受付及び回答2-2提出先」に同じ。

6-3 提出方法 FAXで提出し、電話にて受信の確認をして下さい。

担当者名および連絡先（電話番号、FAX番号）を明記して下さい。

なお、質問がない方も回答の受信者をFAXで連絡してください。

6-4 回答 平成28年8月9日（火）までに、奈良県農業水産振興課ホームページに回答を掲載します。

7 技術提案書の作成上の留意事項

- 7-1 プロポーザルは業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。
- 7-2 右肩の（商号又は名称）以外に、提出者（再委託先を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載してはなりません。記載がある場合はその項目を無効とします。
- 7-3 技術提案書の作成に用いる用紙の大きさは、日本工業規格A 4とし、言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に拠るものとします。
- 7-4 この公募型プロポーザルへの参加に係る費用は、提案者の負担とします。
- 7-5 提出された技術提案書は返却しません。また、技術提案書をその特定以外の目的で、提案者に無断で他に使用することはありません。
- 7-6 技術提案書がこの書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効となります。
- 7-7 技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- 7-8 技術提案書の作成方法
技術提案書の様式は別添（様式 2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6 及び 2-7）に示すとおりとします。
- 7-9 技術提案を求める項目等
技術提案書には事業の目的及び業務内容を踏まえ、次の事項について記載すること。
- ①業務の実施方針、実施体制等
 - ア) 業務の方針
 - イ) 業務の実施体制
 - ウ) 業務のスケジュール
 - ②個体数推定手法
 - ア) 提案する生息個体数推定手法の概要
 - ③将来予測プログラム、捕獲計画分析ツール作成
 - ア) 提案するプログラム、ツールの概要
 - ④調査ルートの設定
 - ア) 提案する調査ルートの設定（3 5 ルート）
 - ⑤調査時期の設定
 - ア) 提案する調査時期の設定
 - ⑥現地調査項目の設定
 - ア) 提案する現地調査項目の設定
 - ⑦経費（見積書）について
提案事業費及び内訳（項目、数量、単価、金額）を記載。全項目で「一式」とはしないこと。

7-10 技術提案書の提出等

- (1) 提出期限 平成 28 年 8 月 19 日（金）まで。
- (2) 提出先 「2 参加表明書の作成に関する質問の受付および回答 2-2 提出先」に同じ。
- (3) 提出物
 - ・様式 2-1 技術提案書
 - ・様式 2-2 業務の実施方針、実施体制等
 - ・様式 2-3 個体数推定手法
 - ・様式 2-4 将来予測プログラム、捕獲計画分析ツール作成
 - ・様式 2-5 調査ルートの設定
 - ・様式 2-6 調査時期の設定
 - ・様式 2-7 現地調査項目の設定
 - ・見積書
 - ・奈良県競争入札参加資格者登録済みであることがわかるもの（参加表明時に提出済みの場合は除く）
- (4) 提出方法 持参または郵送
 郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。
 持参の場合の受付時間は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時 30 分までとし、県の休日を除く。
- (5) 提出部数 正副各 1 部

8 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目及び評価基準は下記のとおりです。

評価項目	評価基準	配点
実施体制	○実施方針、体制等 業務の実施方針やスケジュールが適切で、業務遂行のために必要な体制・人材が適切に確保されている。	5
実践能力	○個体数推定及び将来予測の実績 ニホンジカの個体数推定及び将来予測を実施した十分な実績がある。	10
	○糞塊法による生息密度指標調査の実績 糞塊法によるニホンジカの生息密度指標調査を実施した十分な実績がある。	10
企画力	○個体数推定手法 提案する手法が具体的であり、選定理由、が適切である。推定・予測精度を向上させるための工夫がなされている。	20
	○将来予測プログラム、捕獲計画分析ツ	

	ル作成 提案する手法が具体的であり、選定理由、 が適切である。予測結果について、図表 出力されるなどの工夫がなされている。	20
	○調査ルートの設定（35ルート） 提案する調査ルートの選定理由が適切で あり、実施方法が具体的である。	10
	○調査時期の設定 提案する調査時期の選定理由が適切である。	10
	○現地調査項目の設定 提案する現地調査項目の選定理由、実施 方法が適切である。	10
事業コストの妥当性	○事業コスト 提案内容を実現するための経費が漏れな く盛り込まれており、妥当な金額である。	5

9 特定、非特定の通知

9-1 技術提案書を提出した者には、特定または非特定を通知します。このうち、特定しなかつた者に対しては、その理由を書面により通知します。

9-2 非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求めることができます。

9-3 上記9-2の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内に書面により行います。

9-4 非特定理由の説明書請求の受付期間、場所及び受付方法は以下のとおりです。

(1) 受付期間 上記9-2のとおり。

(2) 受付場所 「2 参加表明書の作成に関する質問の受付および回答 2-2 提出先」と同じ。

(3) 提出方法 持参または郵送

郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、受付期間内必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分までとし、県の休日を除く。

1 0 その他留意事項

10-1 契約書の作成を要します。

10-2 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の技術提案書を無効とします。

10-3 技術提案書提出期限後における記載内容の変更（追加）は原則として認めません。

10-4 提出された技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。

10-5 提出された技術提案書およびその複製は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しません。

10-6 技術提案書提出後であっても、随意契約の相手方として特定されるまでは、辞退することができます。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取り扱いを受けるものではありません。

10-7 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、以下の遵守事項を理解した上で受注すること。

(1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。